

元情法第 218 号
令和 2 年（2020 年）3 月 31 日

一般社団・財団法人 代表者 様

新型コロナウイルス感染症長野県対策本部
本部長 阿 部 守 一

新型インフルエンザ等対策特別措置法第 24 条第 9 項に基づく協力
について（要請）

日ごろより公益活動の推進にご尽力いただき厚く御礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症対策につきましては、同感染症が新型インフルエンザ等対策特別措置法の対象疾患とされたことから、3 月 26 日に同法に基づく政府対策本部が設置され、長野県におきましても、同日に新型コロナウイルス感染症長野県対策本部を設置しました。

既に感染防止のために様々な「お願い」をしておりますが、改めて社員、役員、評議員等に対し、別紙の「お願い」を周知されるよう新型インフルエンザ等対策特別措置法第 24 条第 9 項に基づく協力を要請します。

また、今後の感染の状況によっては、新型コロナウイルス感染症対策に関する必要な要請をする場合がありますので、ご協力をお願いいたします。

情報公開・法務課 法務係
(課長) 神事 正實 (担当) 矢野 萌子
電話 026-235-7057 (直通)
ファクシミリ 026-235-7370
電子メール koeki@pref.nagano.lg.jp

～皆様に協力を要請すること～

新型コロナウイルス感染症の拡大を防ぎ、皆様の健康を守るためのお願い

■発熱等の風邪症状がある方は、外出を控えましょう。

- 発熱等の風邪症状がある方は、出勤・登校等を含めて外出を控えてください。
- 新型コロナウイルス感染症ではないかとの不安をお持ちの方は、まずは「有症状者相談窓口（保健所）」（別添を参照）にご相談ください。

■集団感染の防止にご協力ください。

- 集団感染が確認された場に共通する3つの条件（①換気の悪い密閉空間、②多数が集まる密集場所、③間近で会話や発声をする密接場面）を避けるための取組を行っていくことが不可欠です。

■自らの感染を防止し、他の人にうつさないようにしましょう。

- 石けんによる手洗いやアルコール消毒液による手指の消毒をこまめに行ってください。
- 咳やくしゃみ等の症状がある方は、咳エチケットを必ず行ってください。

■海外渡航や国内旅行等に際しては感染対策に十分ご留意ください。

海外渡航については、WHOは「パンデミック（世界的な大流行）とみなせる」と表明しており、外務省ホームページ（<https://www.anzen.mofa.go.jp/>）を参考にするとともに、最新の状況を各国のホームページや大使館で確認するなどして、慎重にご検討いただくようお願いします。

また、日本国内でも複数の都道府県でいわゆる「クラスター（患者集団）」が形成され、あるいは感染経路を追えない事例が発生していますので、常に旅行先の最新の状況に注意してください。

やむを得ず、新型コロナウイルス感染者が多数確認されている地域を訪問する場合には、感染対策に十分ご留意いただきますようお願いします。

なお、新型コロナウイルス感染症が発生している地域を訪問された方は、国から自宅や宿泊先などで14日間の待機を要請された場合はこれに従うとともに、ご自身の健康状態について十分なチェックを行い、医療機関を受診される前に必ず「有症状者相談窓口（保健所）」（別添を参照）にご相談いただきますようお願いします。

県民の皆様へのお願い

■民間の主催するイベント・行事等及び施設運営について

別添「県主催イベント・行事及び施設運営についての当面の判断基準」を参考に、適切に開催の是非及び内容について判断を行っていただくとともに、開催する場合には感染防止策を徹底していただくようお願いします。

■マスクの適正使用について

健康な方は、混み合っている場所や換気の悪い密閉空間以外ではマスクの使用ができるだけ控えていただく等により、風邪症状のある方や医療関係者などマスクを必要とする方が確保できるよう、マスクの適正使用及び必要最小限の購入をお願いします。

■新型コロナウイルス感染症に関連する人権への配慮について

新型コロナウイルス感染症に関連して、誤った知識や不確かな情報により、感染した方や治療にあたった医療機関関係者及びそのご家族、感染の拡大している地域から帰国された方、外国人の方等に対して、不当な差別や偏見、いじめ等が行われないよう、正確な情報に基づいた冷静な行動をお願いします。

なお、不当な差別やいじめ等を受けた場合は、一人で悩まず、相談窓口にご相談ください。

《人権問題についての相談窓口》

不当な差別やいじめ等を受けた場合は、下記の相談窓口で相談に対応します。

・みんなの人権 110番

0570-003-110（平日 午前8時30分から午後5時15分まで）

・子どもの人権 110番

0120-007-110（平日 午前8時30分から午後5時15分まで）

・外国語人権相談ダイヤル

0570-090911（平日 午前9時00分から午後5時00分まで）

・長野県人権啓発センター 人権相談専用電話

026-274-3232（午前8時30分から午後5時00分まで）

※休館日 毎週月曜日（祝日・振替休日に当たるときは開館）

祝日の翌日（土・日・祝日に当たるときは開館）

センターが定める日（年末年始など）

■地域内消費へのご協力について

地域の経済を支えるために県産食材等の購入や感染予防に留意した上でのサービスの利用などを心がけて、地域の生産者や事業者を支えてくださるようお願いします。

事業者の皆様へのお願い

- 事業主の皆さんは、従業員の方に発熱等の風邪症状がある場合は、休暇を取得させる等の配慮をお願いします。
- 小学校等の臨時休業や学級閉鎖になった場合は、保護者である従業員が休暇を取得しやすいように配慮をお願いします。
- テレビ会議・Web会議等により、集団で集まらない形態での開催をお願いします。参集して会議を開催する場合は、参集者の厳選、会議時間の短縮、参加者同士の間隔を十分にとる、定期的な換気を行うなど、感染防止策の徹底をお願いします。
- 従業員が海外出張から帰国した場合には、2週間は従業員の健康状態を確認し、体調に変化があった場合には、外出を控え、医療機関を受診される前に必ず「有症状者相談窓口（保健所）」（別添を参照）に相談するよう従業員への周知徹底をお願いします。

一般電話相談窓口・有症状者相談窓口一覧

1 一般電話相談窓口（県庁 保健・疾病対策課）

一般的な相談については、下記窓口で休日を含め 24 時間、専用電話でお受けします。

026-235-7277【専用電話】

026-235-7278【専用電話】

2 有症状者相談窓口（保健所）一覧（24 時間対応）

電話相談窓口	管轄市町村	連絡先電話番号
佐久保健福祉事務所 (佐久保健所)	小諸市、佐久市、南佐久郡、北佐久郡	0267-63-3164
上田保健福祉事務所 (上田保健所)	上田市、東御市、小県郡	0268-25-7135
諏訪保健福祉事務所 (諏訪保健所)	岡谷市、諏訪市、茅野市、諏訪郡	0266-57-2927
伊那保健福祉事務所 (伊那保健所)	伊那市、駒ヶ根市、上伊那郡	0265-76-6837
飯田保健福祉事務所 (飯田保健所)	飯田市、下伊那郡	0265-53-0435
木曽保健福祉事務所 (木曽保健所)	木曽郡	0264-25-2233
松本保健福祉事務所 (松本保健所)	松本市、塩尻市、安曇野市、東筑摩郡	0263-40-1939
大町保健福祉事務所 (大町保健所)	大町市、北安曇郡	0261-23-6560
長野保健福祉事務所 (長野保健所)	須坂市、千曲市、埴科郡、上高井郡、上水内郡	026-225-9039
北信保健福祉事務所 (北信保健所)	中野市、飯山市、下高井郡、下水内郡	0269-62-6104
長野市保健所 平日（8:30～17:15）	長野市	026-226-9964
長野市保健所 休日・夜間（17:15～8:30）	長野市	026-226-4911

3 県主催イベント・行事及び施設運営についての当面の判断基準

現在までのところ、県内の状況は感染の拡大、クラスターの形成といった状況は見られず、「感染状況が確認されていない地域」と同様の状況にあると考えられるものの、全国的には感染源が分からぬ感染者の増加が生じている地域が散発的に発生しており、こうした地域が全国に拡大すれば、爆発的な感染拡大が生じかねないとされています。このため、県としては、集団感染の防止、重症化しやすい方を守ることなどを最重点に感染拡大のスピードを抑制していかなければなりません。

他方で、短期的な収束は困難であり、長期的な対応も覚悟しなければならない状況にあって、過度な自粛が県内経済に著しい悪影響を及ぼすことが懸念されています。

こうした状況を踏まえ、3月19日に政府の専門家会議がとりまとめた「状況分析・提言」において「感染状況が確認されていない地域では、感染拡大のリスクが低い活動から実施」するよう求められていることや、3月21日に開催した県の専門家懇談会での意見などを踏まえ、標記については、当面、以下のとおり対応することとします。

なお、急激な感染拡大のおそれが生じた場合にあっては、イベント等の中止や施設の閉館等を行う必要があり、こうした事態に常に備えておくこととします。

県主催イベント・行事及び施設運営についての当面の判断基準

1 県内外における感染の状況等を踏まえ、下記の判断の視点に示す3つの条件の回避、参加者の規模、参加者の特定が可能かどうか、イベント等に要する時間、感染防止策の徹底の難易度等を十分に考慮した上で、感染拡大のリスクが低いと考えられるものについては、万全の感染防止策を講じて開催する。

(判断の視点)

リスクの判断にあたっては、これまで国内において集団感染が確認された場に共通する3つの条件を避けることができるかどうかを最も重要な視点として判断する。

- ① 「換気の悪い密閉空間」
- ② 「多数が集まる密集場所」
- ③ 「間近で会話や発声をする密接場面」

(感染リスクが低いと考えられる例)

- 3つの条件の回避のため様々な工夫を行った
- ・県民を対象とする屋外イベント
 - ・参加者が特定された小規模なイベント 等

2 下記のようなイベント等については、感染拡大のリスクが高いと考えられることから、延期又は中止とする。

(感染リスクが高いと考えられる例)

- ・全国的な大規模イベント等
- ・重症化しやすい人（ご高齢の方、基礎疾患がある方等）の参加が多いと見込

まれるイベント等

- ・屋内、屋外に関わらず、会場等の条件により 3 つの条件を回避することが困難なイベント等
- ・感染が発生した場合に、イベント主催者として参加者に確実に連絡や調査を行なうことが困難になるような多数の参加者が見込まれる又は参加者が特定できないイベント等

3 イベント等を開催する場合にあっては、別添「多くの人が参加する場での感染対策のあり方の例」を参考するとともに、次の基準を遵守して感染拡大防止に最大限の配慮を行う。

- ・風邪等の症状がある方、海外の検疫強化対象地域から帰国して 14 日以内にある方の参加は認めない。
- ・重症化しやすい人（ご高齢の方、基礎疾患がある方等）は、参加について慎重に判断するよう事前に呼びかける。
- ・参加者はすべて特定し、参加者中に感染者がいた場合、確実に全員に連絡及び調査が行えるようにする。
- ・参加者の人数を絞ることが可能なイベント等にあっては、参加者数を減らし、感染のリスクを低下させる。
- ・屋内で行われるイベント等にあっては、換気の実施、参加者間の距離の確保（手が届く範囲以上）、飛沫感染等を防ぐ対策を実施（声を出す機会を最小限とし、必要な場合はマスクを着用）する。
- ・屋外で行われるイベント等にあっては、イベント等の前後も含めて密集する機会が生じないように配慮する。

4 テレビ会議やインターネット中継、録画による後日視聴等、集団で集まらない形での開催手法の積極的な活用についても検討する。

5 県立歴史館、信濃美術館等の県有施設は、3 つの条件を回避するような運営が可能と考えられることから、これまでと同様に十分な感染防止策を講じた上で開館する。

6 風邪の症状があるなど体調不良の方がイベント等を欠席する場合や、県有施設を利用して行なうイベント等を中止する場合は、当面の間、キャンセル代は徴収しない。

7 飲食を伴う会合については、別紙「懇親会開催にあたっての工夫（例）」を参考とし、感染防止に配慮した上で参加又は開催する。

※ 県が開催する会議等についても、上記に準じて対応することとする。

なお、県が共催又は後援するイベント等の場合は、主催者等に同様の対応をするよう要請することとする。

新型コロナウイルス感染症対策専門家会議

「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」(2020年3月19日)別添

【多くの人が参加する場での感染対策のあり方の例】

1) 人が集まる場の前後も含めた適切な感染予防対策の実施

- 参加時に体温の測定ならびに症状の有無を確認し、具合の悪い方は参加を認めない。
- 過去2週間以内に発熱や感冒症状で受診や服薬等をした方は参加しない。
- 感染拡大している地域や国への訪問歴が14日以内にある方は参加しない。
- 体調不良の方が参加しないように、キャンセル代などについて配慮をする。
- 発熱者や具合の悪い方が特定された場合には、接触感染のおそれのある場所や接觸した可能性のある者等に対して、適切な感染予防対策を行う。
- 会場に入る際の手洗いの実施ならびに、イベントの途中においても適宜手洗いができるような場の確保。
- 主に参加者の手が触れる場所をアルコールや次亜塩素酸ナトリウムを含有したもので拭き取りを定期的に行う。
- 飛沫感染等を防ぐための徹底した対策を行う(例えば、「手が届く範囲以上の距離を保つ」、「声を出す機会を最小限にする」、「咳エチケットに準じて声を出す機会が多い場面はマスクを着用させる」など)

2) クラスター(集団) 感染発生リスクの高い状況の回避

- 換気の悪い密閉空間にしないよう、換気設備の適切な運転・点検を実施する。定期的に外気を取り入れる換気を実施する。
- 人を密集させない環境を整備。会場に入る定員をいつもより少なく定め、入退場に時間差を設けるなど動線を工夫する。
- 大きな発声をさせない環境づくり(声援などは控える)
- 共有物の適正な管理又は消毒の徹底等

3) 感染が発生した場合の参加者への確実な連絡と行政機関による調査への協力

- 人が集まる場に参加した者の中に感染者がでた場合には、その他の参加者に対して連絡をとり、症状の確認、場合によっては保健所などの公的機関に連絡がとれる体制を確保する。
- 参加した個人は、保健所などの聞き取りに協力する、また濃厚接触者となった場合には、接觸してから2週間を目安に自宅待機の要請が行われる可能性がある。

4) その他

- 食事の提供は、大皿などでの取り分けは避け、パッケージされた軽食を個別に提供する等の工夫をする。
 - 終了後の懇親会は、開催しない・させないようにする。
- ※ 上記は例であり、様々な工夫が考えられる。

【開催前の留意点】

- ・参加人数を可能な範囲で絞り込んで減らす
- ・発熱や咳、風邪症状のある者は絶対参加しない
- ・会場の選定に当たっては、換気の有無や広さなどを考慮
他のお客様と接触しないような形が望ましい

【開催時の工夫】

- ・席の間隔を空けて座る（1テーブルの人数を減らす）
- ・料理は大皿の取り分けでなく、各人に個別盛りで提供する
- ・席の移動や自席を離れてのお酌はできるだけ控える
- ・大声での会話は控える
- ・全体時間は短めに